

綾瀬市交通指導員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市交通指導員（以下「指導員」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市の交通の安全を保持するとともに、住民の交通災害を未然に防止するため、指導員を置く。

2 指導員の定数は、45人以内とする。

(業務)

第3条 指導員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交通安全教育及び街頭交通指導に関すること。
- (2) 交通安全施設の整備の促進に関すること。
- (3) 交通安全の啓もう普及に関すること。
- (4) 交通事故防止のための調査研究に関すること。
- (5) その他交通安全に関し必要な事項

(委嘱)

第4条 指導員は、自治会又は交通安全推進団体から推薦された者のうちから、市長が委嘱する。

2 前項の規定により指導員を推薦するときは、自治会及び交通安全推進団体は、心身が健康で、かつ、交通安全教育及び指導面について理解を有する者を推薦するよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、指導員の委嘱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(任期)

第5条 指導員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、指導員の交代又は増員のために新たに委嘱した指導員の任期は、前任者又は他の指導員の残任期間とする。

(遵守事項)

第6条 指導員は、業務に当たり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指導員として自覚し、市民に積極的に安全教育と指導を行うこと。
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関連法令に関する知識の向上に努めること。
- (3) 業務中は第8条の規定により貸与される被服を着用し、かつ、交通指導員証（別記様式）を携行すること。

（謝礼）

第7条 指導員に対する謝礼は、年額77,000円とする。

（被服等の貸与）

第8条 市長は、指導員に対し、予算の範囲内で業務上必要な被服及び物品（以下「被服等」という。）を貸与するものとする。

2 指導員は、前項の規定により貸与された被服等の管理に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸与された被服等を最善の注意をもって使用し、かつ、保管すること。
- (2) 貸与された被服等を他人に譲渡し、又は業務以外の目的に使用しないこと。
- (3) 貸与された被服等を亡失し、又は毀損したときは、直ちに市長に報告すること。
- (4) 任期が満了し、又は指導員の委嘱を解かれたときは、直ちに貸与された被服等を返納すること。

3 前2項に定めるもののほか、被服等の貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（委嘱の解除）

第9条 市長は、指導員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その委嘱を解くことができる。

- (1) 任期中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたとき。
- (2) 道路交通法において重大な行政処分を受けたとき。
- (3) 心身の故障のため業務遂行に支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指導員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。

（事務）

第10条 指導員に関する事務は、交通安全主管課が行うものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導員の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行により新たに委嘱する指導員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

(準備行為)

3 自治会及び交通安全推進団体は、この要綱の施行の前においても、第4条の規定による推薦を行うことができる。

